



転居の手続き

転居届がお済みになりましたら、下記の表に該当される方は各担当課で手続きをしてください。

項目	内容	持ち物	担当課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	国民健康保険の住所変更届	○本人確認ができる書類 ○国民健康保険被保険者証	国保年金課 〈1階〉
お子さんがいる方	<input type="checkbox"/> 高校3年生まで	○ひとり親家庭等医療費受給者証	子ども給付課 〈2階〉
	<input type="checkbox"/> 中学3年生まで	児童扶養手当の住所変更届 ひとり親家庭等医療費の住所変更届	
		児童手当の住所変更または受給者変更の手続	○子ども医療費受給資格証 受給者変更の場合のみ ○健康保険証(対象の子どもの名前が記載<予定>されているもの) ○普通預金通帳(申請者名義のもの)
	<input type="checkbox"/> 小・中学校へ通学	住所変更に関する手続 小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	○詳細は担当課へ
<input type="checkbox"/> 放課後児童保育室(学童)を利用の方	住所変更の手続 ※利用の保育室で手続をされた方は不要です。	○詳細は担当課へ	保育課 〈2階〉
<input type="checkbox"/> 障がいのある方	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・重度心身障がい者医療費受給者証の住所変更届 各種支援の手続	○所持している手帳 ○印鑑 ○自立支援医療受給者証 ○重度心身障がい者医療費受給者証	障がい者福祉課 〈1階〉
<input type="checkbox"/> 高齢者がいる方	後期高齢者医療制度の住所変更届 75歳以上の方または65歳から74歳で障がい認定を受けている方	○本人確認ができる書類 ○後期高齢者医療被保険者証	長寿はつらつ課 〈1階〉
	住所変更に関する手続 高齢者福祉サービスをご利用の方	○詳細は担当課へ	

<<裏面あり>>

	<p>介護保険の住所変更の手續 65 歳以上の方または 40 歳から 64 歳で介護認定を受けている方</p>	<p>○詳細は担当課へ</p>	<p>介護保険課 〈1階〉</p>
<p><input type="checkbox"/> 水道使用中止・開始</p>	<p>前住所地の使用中止手續 新住所地の使用開始手續</p>	<p>○使用を中止する住所、使用を開始する住所がわかるもの ○口座番号がわかるものと銀行の届出印 (新住所地で新たに口座払いを希望される方) ※電話等でも手續できます。</p>	<p>新座市水道お客様センター 〈第二庁舎 4階〉</p>